

令和元年度 関東森林管理局保護林モニタリング評価専門委員会
議 事 概 要

1 日時及び場所

令和2年2月7日（金曜日）14:00～16:00

関東森林管理局 東京事務所 会議室 （東京都江東区）

2 議題

- (1) 平成31年度保護林モニタリング調査結果及び現状評価について
- (2) 生物群集保護林の地帯区分（案）について
- (3) 平成31年度緑の回廊モニタリング調査結果及び現状評価について
- (4) 令和2年度保護林等モニタリング調査について

3 議事概要

(1) 平成31年度保護林モニタリング調査結果及び現状評価について（資料1-1～3）

保護林のモニタリング調査結果について、現状と課題を説明し、保護林の評価について意見を伺った。調査した保護林の7割でニホンジカの影響が確認され、また新たにニホンジカの侵入が確認された保護林があった。高標高地の保護林では、ライチョウの営巣適地とされる低木ハイマツ群落で地球温暖化の影響と見られる樹高生長が見られ、繁殖適地の減少が懸念された。

（主な意見）

- ・ ニホンジカの食害対策については、今のところシカ柵や単木ネットによりしっかり囲うことが最も効果的な方法である。
- ・ シカ捕獲による密度管理についても積極的に進めていくべきと考える。
- ・ 森林の遷移過程にあるシラカンバ林等の保護林を維持していくことは難しいと思われる。保護の在り方については今後も議論を重ねていく必要がある。
- ・ ライチョウの生息環境保全を目的とする保護林について、繁殖場所として利用される背の低いハイマツ群落が温暖化の影響で大きくなってきているという現象と環境省が調査を行っているライチョウの生息状況の変化との相関関係についても考慮した方が良い。

(2) 「生物群集保護林の地帯区分（案）について」（資料2-1～5）

今年度モニタリング調査を実施した4箇所の生物群集保護林について、地帯区分の設定案を示し、検討を行った。

「大佐飛山地生物群集保護林」、「尚仁沢生物群集保護林」、「富士山生物群集保護林」については保護林の周囲に法令制限等により保全利用地区と同等の機能があることから、現保護林区域を保存地区とし保全利用地区は設けないこととする。「愛鷹山生物群集保護林」については周囲に人工林施業を行う区域があることから、今後森林計画で天然林へ移行す

る施業方法に変更し保全利用地区を設けることとする。これら案に対する意見は特段なく、来年度の保護林管理委員会で諮られることとなった。

(3) 平成 31 年度緑の回廊モニタリング調査結果及び現状評価について（資料 3）

緑の回廊のモニタリング調査結果について、現状と課題を説明し、保護林の評価について意見を伺った。

「緑の回廊越後線」では、人工林においてクマの剥皮被害が確認された。「富士山緑の回廊」、「丹沢緑の回廊」については、ニホンジカの採食圧が高く、下層植生がほとんどない箇所もあった。

(主な意見)

- ・ ニホンジカの生息密度については、比較のためにも数値的なものを示した方が良いのではないか。付近で行われている密度調査等の結果を引用しても良いと思う。
- ・ 緑の回廊のモニタリングについては、10 年に 1 度の文献調査と簡単な現地調査から判断するようになっているが、これだけの情報から全体を俯瞰しての評価は難しい。緑の回廊は保護林間を接続するように設計されているので、詳細な調査が行われている保護林と一体的に評価できるような情報の取り方を考えてはどうか。緑の回廊のモニタリングが回廊の機能向上に向けた森林施業につながらなければならない。

(4) 令和 2 年度保護林等モニタリング調査について（資料 4）

令和 2 年度モニタリング実施予定箇所及び調査内容について説明を行った。

以上